

神戸市中小企業融資に係る事業再生等の支援に関する条例施行規則を次のように公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第58号

神戸市中小企業融資に係る事業再生等の支援に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸市中小企業融資に係る事業再生等の支援に関する条例（令和 8 年 3 月条例第 27 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(求償権の放棄等に係る承認の申請)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項の規定による申請は、様式第 1 号による申請書を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第 2 号に掲げる書類については、保証協会が中小企業者等に対して複数の求償権を有する場合に限り添付するものとする。

(1) 条例第 3 条第 2 項各号に掲げる計画の内容を証する書類

(2) 求償権の放棄等の額の配分及びその算定の根拠を明らかにした書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(求償権の放棄等の実施報告)

第 3 条 保証協会は、条例第 3 条第 2 項前段の規定による承認を受けた後、求償権の放棄等を実施したときは、速やかに、様式第 2 号による報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 求償権の放棄等を実施したことを証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(求償権の放棄等の中止報告)

第 4 条 保証協会は、条例第 3 条第 2 項前段の規定による承認を受けた後、求償権の放棄等を中止したときは、速やかに、様式第 3 号による報告書を市長に提

出しなければならない。

(事業の再生又は債務の弁済に関する計画)

第5条 条例第3条第2項第8号の規則で定める計画は、次に掲げるものとする。

(1) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインとして市長が認める計画及び当該ガイドラインを新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則として市長が認める計画

(2) 中小企業の事業再生等に関するガイドラインとして市長が認める計画

(3) 前2号に掲げる計画のほか、条例第3条第2項各号に定める事業の再生又は債務の弁済に関する計画に準ずるものとして市長が認める計画

(施行細目の委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

求償権放棄等承認申請書

年 月 日

神戸市長 宛

兵庫県信用保証協会理事長

求償権の放棄等を実施したいので、神戸市中小企業融資に係る事業再生等の支援に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

債務者の住所及び氏名（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）		
対象となる保証債務の内容		
融資制度名		
保証承諾日		年 月 日
保証承諾額		円
融資実行日		年 月 日
代位弁済日		年 月 日
代位弁済額		円
条例第3条第2項のうち、該当する号		第 号
申請の内容（求償権の放棄等の内容）	<input type="checkbox"/> 求償権の放棄 <input type="checkbox"/> 求償権の不等価譲渡	
求償権の放棄等の理由及び地域経済への影響・寄与の見込みについて		
申請日における求償権残高（A）		円
求償権の放棄等の額（B）		円
（B）のうち、市が回収納付金を受け取る権利を放棄する額		円
（内訳）	求償権の放棄の額	円
	求償権の不等価譲渡による求償権と譲渡額との差額	円
求償権の放棄等の実施後の求償権残高（C） = (A) - (B)		円
求償権の放棄等の実施予定日		年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2号（第3条関係）

求償権放棄等実施報告書

年 月 日

神戸市長 宛

兵庫県信用保証協会理事長

年 月 日付け 第 号で承認を受けた求償権の放棄等を実施したので、神戸市中小企業融資に係る事業再生等の支援に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり報告します。

債務者の住所及び氏名（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）		
実施した内容（求償権の放棄等の内容）	<input type="checkbox"/> 求償権の放棄 <input type="checkbox"/> 求償権の不等価譲渡	
求償権の放棄等の実施日	年 月 日	
求償権の放棄等の実施前の求償権残高（A）	円	
求償権の放棄等の額（B）	円	
（B）のうち、市が回収納付金を受け取る権利を放棄した額	円	
（内訳）	求償権の放棄の額	円
	求償権の不等価譲渡による求償権と譲渡額との差額	円
求償権の放棄等の実施後の求償権残高（C） = (A) - (B)	円	

注1 この報告書は、保証債務ごとに作成すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3号（第4条関係）

求償権放棄等中止報告書

年 月 日

神戸市長 宛

兵庫県信用保証協会理事長

年 月 日付け 第 号で承認を受けた求償権の放棄等を中止したので、神戸市中小企業融資に係る事業再生等の支援に関する条例施行規則第4条の規定により、次のとおり報告します。

債務者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）	
求償権の放棄等を中止した理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。